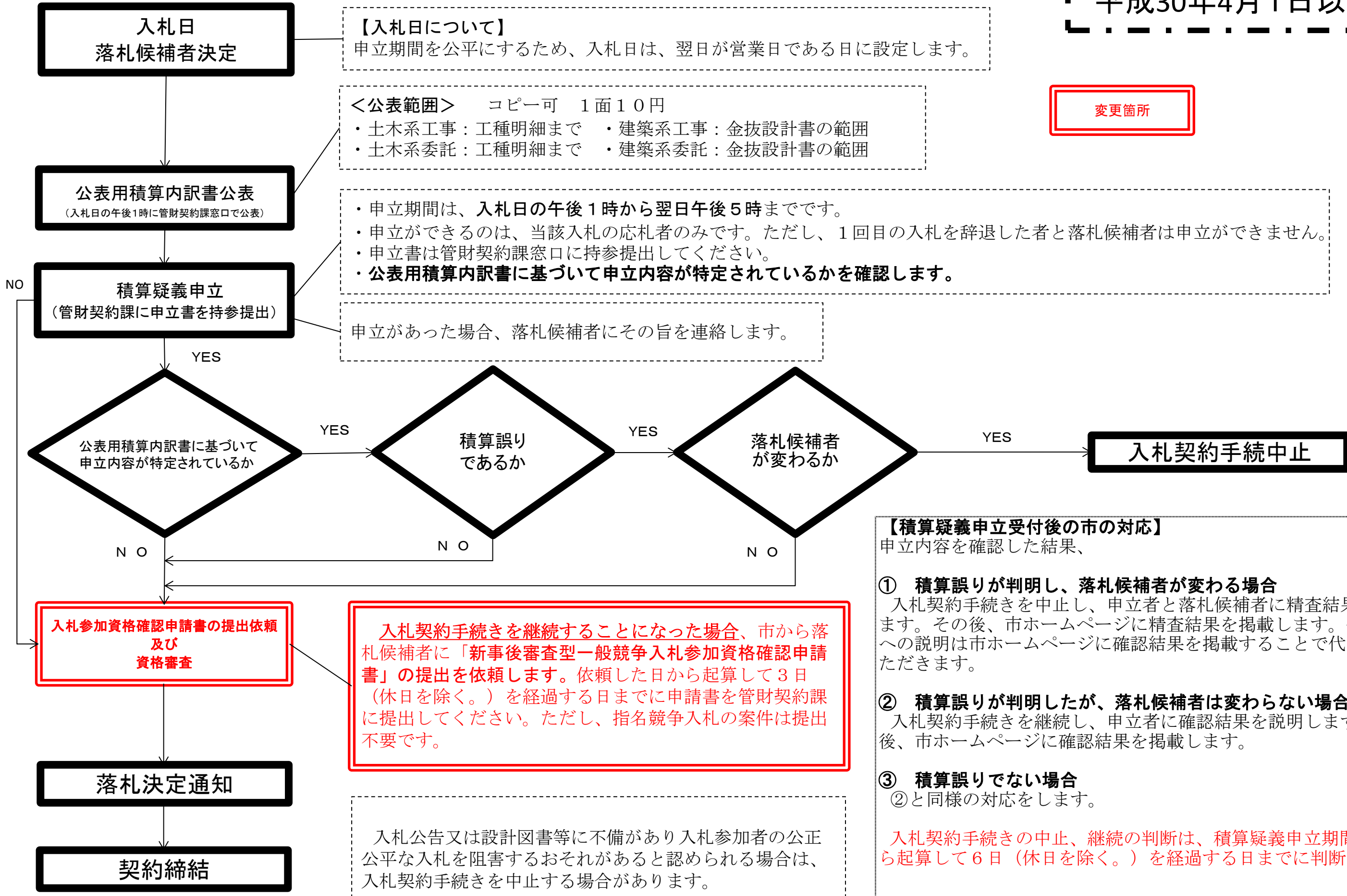


入札から契約締結までの流れ(積算疑義申立用)

平成30年4月1日以降

変更箇所



【入札日について】
申立期間を公平にするため、入札日は、翌日が営業日である日に設定します。

<公表範囲> コピー可 1面10円
 ・土木系工事：工種明細まで ・建築系工事：金抜設計書の範囲
 ・土木系委託：工種明細まで ・建築系委託：金抜設計書の範囲

・申立期間は、入札日の午後1時から翌日午後5時までです。
 ・申立ができるのは、当該入札の応札者のみです。ただし、1回目の入札を辞退した者と落札候補者は申立できません。
 ・申立書は管財契約課窓口を持参提出してください。
 ・公表用積算内訳書に基づいて申立内容が特定されているかを確認します。

申立があった場合、落札候補者にその旨を連絡します。

【積算疑義申立受付後の市の対応】
申立内容を確認した結果、

- ① 積算誤りが判明し、落札候補者が変わる場合**
入札契約手続きを中止し、申立者と落札候補者に精査結果を説明します。その後、市ホームページに精査結果を掲載します。他の応札者への説明は市ホームページに確認結果を掲載することで代えさせていただきます。
- ② 積算誤りが判明したが、落札候補者は変わらない場合**
入札契約手続きを継続し、申立者に確認結果を説明します。その後、市ホームページに確認結果を掲載します。
- ③ 積算誤りでない場合**
②と同様の対応をします。

入札契約手続きの中止、継続の判断は、積算疑義申立期間の末日から起算して6日(休日を除く。)を経過する日までに判断します。

入札契約手続きを継続することになった場合、市から落札候補者に「新事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書」の提出を依頼します。依頼した日から起算して3日(休日を除く。)を経過する日までに申請書を管財契約課に提出してください。ただし、指名競争入札の案件は提出不要です。

入札公告又は設計図書等に不備があり入札参加者の公正公平な入札を阻害するおそれがあると認められる場合は、入札契約手続きを中止する場合があります。